

妙高市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和5年12月19日

妙高市監査委員 太田正之

妙高市監査委員 高田保則

- 1 監査等の種類 定期監査
2. 監査の対象 令和4年度、令和5年度
- ・議会事務局（令和4年10月1日～令和5年9月30日）
 - ・建設課（令和4年9月1日～令和5年9月30日）
 - ・生涯学習課（令和5年2月1日～令和5年9月30日）
- の財務等に関する事務の執行
- 3 監査の着眼点（評価項目） 監査の実施にあたり、財務事務執行等の重要リスクを次のとおり設定した。

リスク分野	リスク項目
財務事務執行の有効性・効率性を阻害するリスク	○必要性の乏しい経費支出 ○予算消化のための経費支出 ○不当に高い金額、不利な条件での契約
財務事務執行の法令等違反のリスク	○勤務時間の過大報告 ○カラ出張 ○横領 ○契約やルールと相違する支出 ○契約やルールと相違する収入 ○補助金等の不正申請・交付手続きの瑕疵 ○不公正な契約 ○伺等による意思決定手続きの不適正 ○指定管理の事務手続の不適正

	○未収金の発生防止及び債権管理の怠り
決算の信頼性を阻害するリスク	○架空計上・計上漏れ ○分類誤りによる計上 ○二重計上
財産の保全を阻害するリスク	○不十分な財産の把握と管理 ○財産の非有効活用 ○現金等の紛失

4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、主に予算の執行関係、補助金関係、契約関係、財産管理関係等の関係帳簿及び関係書類の調査のほか、関係職員からの説明聴取を行なった。

5 監査の実施期間 令和5年10月12日 ～ 令和5年12月19日

6 監査の日程 (1) 書類審査 令和5年10月12日～令和5年11月15日
 (2) 事情聴取 令和5年11月28日

7 監査の結果

監査の結果、議会事務局、建設課、生涯学習課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。